

令和7年度マイナ救急実証事業の運用について

救急企画室

1. はじめに

消防庁では、3月14日に、令和6年度のマイナ救急実証事業に参加した67消防本部を対象に、令和7年度実証事業の実施開始に向けた事前説明会を開催し、マイナ救急の運用方法等について説明しました。

2. 令和7年度マイナ救急実証事業の運用のポイント

マイナ救急は、救急現場において使いやすい仕組みにする必要がある一方で、個人情報を取り扱うためのセキュリティ対策も求められます。そのため、使いやすさとセキュリティのバランスを考慮しながら運用手順をとりまとめました。

令和6年度実証事業に引き続き、令和7年度実証事業においても傷病者の同意を得た上で傷病者の情報を閲覧することとしています。ただし、個人情報保護法に基づき、生命・身体の保護の必要があり、同意取得が困難な場合に限り、傷病者の同意なしで傷病者の情報を閲覧することも可能としています。同意なしで傷病者の情報を閲覧した場合には、＜別紙1・同意取得困難時の説明紙＞を家族、施設関係者、医師等の関係者にお渡しすることとしています。

また、二要素認証でのログインや閲覧者の台帳管理な

ど、セキュリティに関する対策を講じることとし、タブレット端末等の紛失・盗難やサイバー攻撃などのインシデントが発生した際の対応の流れについてもとりまとめました。

3. おわりに

消防庁では、適切にマイナ救急が実施されるよう、令和7年度実証事業を通じて、運用手順等を確認してまいります。

「あなたの命を守るマイナ救急」、マイナ救急により、傷病者の方が救急隊員に情報を伝える際の負担の軽減に繋がります。また、正確な医療情報が救急隊員に伝わることで、救急隊員の応急処置、搬送先の医療機関選定の一助となります。

傷病者の「マイナ保険証の提示」がマイナ救急実施の入り口となります。あなたの小さな説明書、マイナ保険証の携行を周知してまいります。

【マイナ救急HP、動画URL紹介】

・マイナ救急HP：

<https://www.mynakyukyu-demonstration.com/>

・マイナ救急動画：<https://youtu.be/m2lvbyoA8kA>

マイナ保険証を使って 通院履歴等を確認しました

通院履歴等の閲覧にあたっては、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本としていますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、**生命・身体の保護の必要があり、かつ意識不明等、本人の同意を得ることが困難である場合に限り、同意なしで閲覧させていただきます**しております。

本実証にて得た個人情報は実証事業以外に使用いたしません。



「マイナ保険証活用で円滑な救急搬送へ」
ご理解をお願いします



お問い合わせ

〇〇市消防本部 〇〇課
TEL:0000000000



実証事業に関する
情報は特設サイトでも
ご覧いただけます。

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。

＜別紙1・同意取得困難時の説明紙＞

マイナ救急 実証事業を実施します

〇〇市消防本部では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット


**あなたの
病歴**


**お薬の
処方歴**


**病院の
受診歴**

➔

- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備

を救急隊へ正確に伝達可能




実証事業の概要

マイナ救急とは？（以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。）



YouTube(二次元コード)



X(二次元コード)

実証期間

2025年●月●旬～2026年3月末まで
※ 前後する可能性があります

実施救急隊

〇〇本部の全救急隊
〇〇エリアの〇〇救急隊

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
住民の皆さんご自身の命を守るためにも、
マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

〇〇市消防本部 〇〇課
TEL:0000000000



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけます

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。
※本実証で救急隊が取得する個人情報、救急業務に関する目的に限って利用します。

<別紙2・マイナ救急リーフレット>

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL：03-5253-7529